

長崎県生物多様性保全戦略2021 - 2025（仮称）素案に対する
県民等からの意見について

【パブリックコメント募集結果】

- 1．募集期間：令和2年12月7日（月）～令和3年1月6日（水）
- 2．提出方法：電子申請、ファクシミリ、郵送
- 3．閲覧方法：県ホームページに掲載
県自然環境課、県政情報コーナー（県民センター内）、
各振興局行政資料センターにて閲覧
- 4．意見の件数と意見提出者数：23件（10名・1団体）

【意見の計画案への反映状況】

対応区分	対応内容	件数
A	・素案に反映させるもの	1
B	・素案に既に盛り込まれているもの ・素案の考え方や姿勢に合致し、今後、 作成・遂行の中で反映させていくもの	11
C	・今後検討していくもの	3
D	・反映が困難なもの	2
E	・その他	6
総数		23

【提出された意見趣旨及び県の考え方】

「長崎県生物多様性保全戦略2021-2025（仮称）素案」に対する意見対応一覧

対応区分	対応内容	件数
A	案に反映させるもの	1
B	素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後、作成・遂行の中で反映させていくもの	11
C	今後検討していくもの	3
D	反映が困難なもの	2
E	その他	6

第1部 基本計画編（第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題）について

No	該当箇所	対応区分	意見の趣旨	件数	意見に対する考え方
1	P 3 2 ~ 生物多様性 の危機	B	長崎県及び全国生物多様性の危機 私は農業を小規模営んでおりますが、農業は地球温暖化で冬に雪、霜が降らなくなり、害虫や卵等病原菌が越冬し、死ななくなると病害虫が非常に多くなり、野菜類も年々強い農薬を使用しないと死なくなっている。 それにより農業後継者が年々少なくなり、田畑を巡回するたびに、田畑の荒地が多くなり、イノシシやアライグマ、カラス等の有害鳥獣の被害が多くなって、農業を営む若い人が少なくなっている。また環境の変化で伝染病（人間、動物）がはやりとまらない。今後は若い小学校、中・高校の人間に人間が生きていくために自然を守り、生物多様性保全の教育を世界全体に広げていく必要があると思う。	1	ご意見のとおり、営農環境の悪化による生物多様性の危機が進行している状況の中、生物多様性保全の教育は重要と考えております。行動目標1（生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていく）の達成に向けて、県民への普及啓発や学校における環境教育・学習を推進してまいります。（P 5 7）
2	P 3 4 8 ~ 10行 危機の現状	E	「件数」については、事務指導要綱から条例への制度改正が関係しているのではないかと。	1	ご意見のとおり、制度改正による規模の変更もありませんが、全体的な推移に影響を及ぼすようなものではないと考えております。（P 3 4）
3	P 4 1 24,25行 危機の現状	A	「時期に変化」とあるが、どのような変化なのか。また、文脈からすると表12は長崎県内のデータと受け取れるが、それでかまわないか。	1	「時期に変化」は、開花時期が早まり紅葉時期が遅くなっていることです。 表12のデータは、九州・山口県の気候変動監視レポート2018（福岡管区気象台発行）から引用した資料です。 ご意見を踏まえ、「このような影響からか、九州・山口県では植物の開花が早くなり、紅葉の時期が遅くなるような変化も見られず」との文章に修正します。また、表12のタイトルの最後に（九州・山口県）の表記を追加します。（P 4 1、4 2）
4	P 4 2 表12 危機の現状	E	表12 植物季節の長期変化傾向 令和2年11月10日気象庁は、令和3年1月から生物季節観測を植物6種目9現象に限ると発表した。しかし、この表に掲載されているその他の種及び現象も重要と思われるため、長崎県での継続実施を望みたい。	1	貴重なご意見として承ります。
5	P 4 5 23行 ~ 課題	D	課題 「外来種による生態系等への被害拡大」について、難しく長い時間が必要になってくると思うが、外来種と共存しながら対策し減らしていく方法を考えていく	1	現状において、外来種との共存を明記することはできませんが、様々な関係者と連携して、行動目標3（人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する）に関する施策を推進してまいります（P 7 0 ~ 7 1）
6	P 4 5 23行 ~ 課題	B	課題 「外来種による生態系等への被害拡大」、課題 「二次的自然の荒廃」について、食材としての利用、名物料理を考える	1	ご意見を踏まえ、課題及び課題については、鳥獣被害防止対策における既存の取組（捕獲した個体のジビエ等の活用）を含め対応してまいります。（P 7 1 ~ 7 6）
7	P 4 5 課題	B	海洋生物等の基礎データが十分でないのに関わらず、洋上風力発電を進めるのは問題が大きい。洋上風力については海外でも問題が出ており、十分な情報収集及び調査の実施が必要なことを行動計画に含めるべきである。	1	海洋生物を含めた生物多様性に関する情報については、行動目標5（生物多様性に関する基礎データの収集・整備）に関する施策において、優先度を踏まえ収集を進めていくこととしております。 洋上風力発電の影響等については、個別アクセスによる対応を考えております。（P 4 6、5 3）

第2部 行動計画編（第2章 行動計画）について

No	該当箇所	対応区分	意見の趣旨	件数	意見に対する考え方
8	P57～ 行動目標1	B	学校における環境教育・学習の推進 この項目を実施するにあたり、長崎県内に何ヶ所かある自然体験施設や関連企業などと連携して実施してはいかがでしょうか？ 学校の方から授業をすすめるのにあたり、どこに尋ねれば専門家や指導してもらえる人を紹介してもらえるのかと聞かれることが多々あります。 自然環境課と教育課の垣根を越えて青少年教育施設や自然体験施設連携、施設の紹介、人材バンク、地域ごとの拠点施設作りなどをあわせて推進して頂きたいです。	1	ご意見のとおり、関係施設間の連携は重要なことと考えております。 行動目標1の 県民への普及啓発に記載のとおり、県では、環境学習総合サイトや県ホームページ等を活用し、青少年教育施設や自然体験施設、関連企業情報の提供も行ってありますが、今後は提供する情報の充実や関係機関相互の更なる連携を図ってまいります。（P57）
9	P58 行動目標1	B	自然とのふれあいの推進 県民参加型生き物調査について、生き物調査の仕方やデータのまとめ方の研修会を行い、調査員を増やしたり、生き物についてのデジタル図鑑やデータボックスの作成をし、生き物の判定に役立ててもらい多くのデータを収集できるように工夫する。	1	ご意見を踏まえ、様々な工夫を行いながら、県民参加型いきもの調査を進めてまいります。（P58、78）
10	P58 行動目標1	C	自然とのふれあいの推進 青少年教育施設や公民館等における子どもや親子を対象とした自然体験講座実施の支援に自然体験施設も含めて欲しいです。	1	ご意見を踏まえ、関係機関相互の更なる連携を図り、自然体験施設の活用推進に向け取組を検討してまいります。（P57～59）
11	P58 行動目標1	B	自然とのふれあいの推進 環境アドバイザーの育成 既存の環境アドバイザーだけでなく、新規に環境アドバイザーの育成事業を行ってほしい。また人材の発掘を行ってほしいです。	1	環境アドバイザーについては、すでに、毎年関係機関に推薦依頼をし、人材の発掘を行っているところです。今後も、毎年、環境教育の推進にあたり課題となっている項目を整理し、課題解決に資する人材や団体の発掘を行っていく予定としております。（P57～59）
12	P65 21～26行 行動目標2	B	スギ、ヒノキの植林地は花粉症の原因にもなっており公害ともいえるでしょう。さらに放置された植林地は林床の植生もほとんどなく台風などによる風倒木が多く、災害の原因になります。したがって個人の所有であっても管理できない場合は、本来あった常緑広葉樹を中心とした自然林に、強制的に戻すような政策を進めるべきだと考えます。適正に運用するというは放置することではないので、「放置された森林の場所、面積などを早急に把握し、従来の植生に戻す森林整備を早急に進めるために、年度ごとに具体的な場所と整備面積を記すことで森林整備の数値目標を示す。」の文言を加える。	1	スギ・ヒノキにおける森林整備につきましては、成果指標として搬出間伐面積を設定しており、生物多様性の保全に努めてまいります。 また、ご意見のとおり、放置された森林が多く存在することは全国的に問題となっており、令和元年度から森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に市町が森林管理の委託を受け、直接管理を行う「森林経営管理制度」が運用されているところです。 この制度において、林業経営に適した森林は、林業的利用を積極的に展開し、一方、林業経営に適さない森林は広葉樹が混じりあった森林などに誘導していくことになっています。 県といたしましては、この「森林経営管理制度」やその他補助金制度等を活用し、森林整備を推進することで放置された森林を解消してまいります。（P65）
13	P66 33～34行 P67 1～2行 行動目標2	C	文化財にかかる現状変更の許可や巡視の重要性は理解するが、当初指定から状況が変化しているものについては、指定要件と現状の乖離の有無等の精査と必要な見直しを行うべきである。	1	県では、長崎県文化財指導委員が地域の文化財を巡視しており、引き続き、必要に応じて適切に対応していきたいと考えております。（P65、66）
14	P70 行動目標3	B	行動目標3 人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する アライグマだけでなく外来種の認知度をあげたり、被害の状況を知ったりする啓蒙活動を行ってほしいです。ため池に外来生物や水草の投棄により、アメリカザリガニや水草の増殖をみかけます。	1	ご意見を踏まえ、県HP等を活用し、外来種の被害防止対策3原則（入れない、捨てない、拡げない）等の各種情報を県民にわかりやすく発信し、共有化を進めてまいります。（P70）
15	P70 行動目標3	B	アライグマについては現状把握の時期を過ぎており、捕獲目標数を決め、捕獲の支援を早急に進めなければ手遅れとなる。（すでにカスミサンショウウオ・ブチサンショウウオ・ヤマアカガエル・ニホンアカガエル・サワガニなどの大きな脅威となっている）	1	ご意見のとおり、アライグマについては、早急に対策を進める必要があります。現在、各市町が策定する鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣として捕獲が進められています。今後も生息域の拡大防止や農作物等の被害発生防止のために、他の有害鳥獣とともに捕獲対策の支援を行ってまいります。（P71）
16	P71 10行～ 行動目標3	D	哺乳類の調査をしていると、特定外来種のアライグマが各地で増加しているのが目につくようになってきました。イタチを見るのが少なくなっていますが、その減少にも関係しているかもしれない。このほかにも従来から生息していた生物にも多大な影響を与えている可能性があり、生物多様性を著しく害していると考えられるので、数値目標を入れ、「〇年度までに、県と市町村、地域住民等が一体となつて、本種の生息数を現存数の（例えば）1/2にします。」の文言を加える。	1	野生生物の生息数を把握することは大変難しく、生息数を基にした目標の設定はできません。 特定外来生物については、市町で防除計画を策定し、根絶することを目標に捕獲等の対策が行われております。 外来種等の生態系への影響についての県民等への普及啓発を進め、関係機関一体となって早期発見と防除対策を推進してまいります。（P71）
17	P71 21行 行動目標3	E	成果指標「外来種の認知度」は、基準値がないのにいきなり目標値75%となっているが、何か根拠があるのか。	1	「生物多様性国家戦略2012-2020」の数値目標75%（H29年）を参考に目標を設定しております。（P71）

「長崎県生物多様性保全戦略2021-2025（仮称）素案」に対する意見対応一覧

第2部 行動計画編（第2章 行動計画）について

No	該当箇所	対応区分	意見の趣旨	件数	意見に対する考え方
18	P72～ 行動目標4	B	行動目標4 ニホンジカもアライグマ同様に、捕獲目標数を決め、捕獲の支援を早急に進めなければ手遅れとなる。特に佐世保市（北松地域）では分布（国内移入種）が広がっているにも関わらず対策がなされていない。このままでは、五島列島ようになる。	1	ご意見のとおり、ニホンジカの捕獲対策は重要と考えており、行動目標4の鳥獣被害等防止対策の推進の中で、各種取組を推進しております。特に被害が大きい対馬島内においては、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用してニホンジカの集中的な捕獲を行っております。県北地域においては、平成29年4月に策定した第二種特定鳥獣管理計画で設定している“地域からの徹底排除”を目標に市町の有害捕獲等による対策を進めております。（P73、74）
19	P73～ 行動目標4	B	鳥獣被害等防止対策の推進 捕獲の向上や生息数の把握、ニホンジカの集中的な捕獲について。 ニホンジカの生息範囲の拡大により、被害等も増え続けている。そうした中で、『獣害に強い集落づくり』を推進していく必要があると思う。集落、行政、研究機関や企業等の第三者を巻き込み、補助事業をパッケージして、被害対策に取り組み、生活の安定、生物多様性を確保するキッカケを作らなければいけない。例えば、集落被害把握、問題点の整理点検、対策の実施、成果と課題の抽出整理を集落単位で支援する事をパッケージ化してはどうか。	1	ニホンジカの対策については、野生鳥獣の適切な保護管理のため、鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、対策を推進しております。ご意見の「獣害に強い集落づくり」の推進については、P74の7行目から記載している、「野生鳥獣による農作物被害発生箇所や防護柵設置及び捕獲を一体的にマップ化する情報システムを活用し、市町が策定する被害防止計画に基づく対策の支援」、「イノシシ対策A級インストラクターや鳥獣被害対策実施隊員、捕獲従事者などの人材の更なる確保・育成に向け、捕獲技術の向上やICT技術を活用した情報システム利活用の研修等により、対策指導・捕獲体制の強化」、「ニホンジカによる新植苗の食害を防ぐための防鹿ネット設置等の被害防止対策の支援」等で集落単位での支援も取り組んでまいります。（P73、74）
20	P73 35行～ 行動目標4	C	イノシシはもちろんです、近年県北でもニホンジカの増加が目につくようになり、分布を徐々に広げているようです。九十九島の無人島にも多数のシカの痕跡が見られ、島内や海上でも目視でも確認されています。シカの増加は九州中央山地、英彦山、小値賀の野崎島などの例を持ち出すまでもなく全国的な問題になっています。シカの増加によりエサの植物がなくなり樹木の皮剥ぎが進むと、森林が壊滅し土壌が流出して大きな災害を招くことが危惧されます。 生息数、生息域を把握するための調査を早急に行うために、「科学的根拠に基づいた具体的な捕獲数の数値目標を定めて、」の文言を、P74 L2の「～指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して」の後に挿入する。	1	ニホンジカの対策については、野生鳥獣の適切な保護管理のため、鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、対策を推進しております。 生息状況の把握のために生息密度調査等を実施しておりますが、気候等の影響による年次変動が大きく、数値目標として具体的な捕獲数を設定することは難しいものと考えております。（P73、74）

全体、その他

No	該当箇所	対応区分	意見の趣旨	件数	意見に対する考え方
21	その他	E	川棚史談会・川棚町自然を守る会の15年間の活動報告を持って、仮称素案に対する意見に変えさせていただきます。 （省略）活動報告	1	貴重なご意見として承ります。
22	その他 P33	E	内田川では初春に群舞していたホタルが数匹しか見えないのが淋しい、そしてあれだけ居たメダカ、どじょう、フナ、鯉が見えなくなりました。一般家庭で使用する洗剤、消毒、殺虫剤と農薬が川に流れ込んでこういう状況になったのでしょうか。	1	貴重なご意見として承ります。行動目標1の（多様な主体による保全活動等の推進）においては、各地域の実情等を踏まえ、様々な関係者と連携して保全の取組を推進してまいります。（P59）
23	その他	E	素案のままで問題ありません。	1	